

令和2年 第8回弟子屈町定例教育委員会会議録

- 1 日時：令和2年8月25日（火）午前10時00分から午前11時20分まで
- 2 会場：弟子屈町公民館 講堂
- 3 出席委員
岩原教育長、榎本教育長職務代理者、菅原委員、金井委員、吉田委員
出席事務局
廣田管理課長、山口管理課長補佐、辻川指導室長、藤森社会教育課長、
川井田社会教育課長補佐、山本給食センター所長
- 4 会議録署名委員：吉田委員
前回署名：金井委員
- 5 傍聴人 なし

議事日程

令和 2年 8月25日

日 程	議案番号	議 件
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		教育長行政報告について
4	報告第10号	中学校用教科用図書の採択について
5	報告第11号	専決処分事項の報告について (弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱及び任命について ／7月1日付)
6	議案第38号	弟子屈町立学校の廃止について
7	議案第39号	弟子屈町立学校設置条例の一部を改正する条例の原案の決定について
8	議案第40号	弟子屈町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について
9	議案第41号	弟子屈町特認校制度実施要綱の制定について
10	議案第42号	令和2年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について

会議内容

【開 会】

廣田課長 : ただ今より、令和2年第8回定例教育委員会を、開会いたします。開会にあたり、岩原教育長より、ごあいさつ申し上げます。

岩原教育長 : おはようございます。本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、只今から、令和2年第8回定例教育委員会を、開会いたします。

岩原教育長 : 日程1、会議録署名委員の指名につきましては、吉田委員に、お願いしたいと思っております。

前回の第7回定例委員会での、会議録の承認につきましては、金井委員に、お願いしております。

よろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、そのように、取り計らいたいと思っております。

岩原教育長 : 日程2、会期の決定ですが、会期につきましては、本日1日限りと、致したいと思っておりますが、これに、ご異議ございませんか？

各委員 : ありません。

岩原教育長 : 異議なしということで、会期は、本日1日限りと、致します。

岩原教育長 : 日程3、教育長行政報告につきましては、私の方から、説明いたしますので、お手元の資料を、見て頂きたいと思っております。

【行政報告件名】

7月28日 教科用図書採択調査委員会

和琴小学校参観日

7月29日 コタン地区アイヌ文化等拠点整備事業意見交換会

7月30日 弟子屈町PTA連合会役員会

7月31日～8月4日 学校へ扇風機等納品

8月1日 弟子屈高等学校夏季休業（20日まで）

公民館講座

8月3日 教育委員コラム発行

美留和小学校宿泊研修

8月4日 生きがい講座弟子屈学級

8月5日 特認校打合せ

学校職員の永年勤務者表彰伝達

8月6日 第3回教科用図書採択地区協議会

8月7日 第4回教科用図書採択地区協議会

中心市街地再構築構想庁内連携会議

- 8月8日 小中学校夏季休業（19日まで）
8月11日 東京国際大学駅伝部合宿関係打合せ
8月12日～14日 学校閉庁日
8月15日 東京国際大学駅伝部合宿来町
北海道栄高等学校駅伝部合宿来町
8月16日 合宿駅伝部監督挨拶
8月17日 公民館講座「楽しくピンポン卓球講座」
8月18日 第5回連携校長会議
新採用教員研修会
8月19日 アイヌ民族資料館案内看板確認
8月20日 令和元年度決算審査及び健全化審査結果講評
8月21日 生きがい講座川湯学級
8月22日 JR美留和駅開業90周年記念行事
8月24日 上川町公営塾視察受入
スポーツ推進委員協議会

【質疑応答】

岩原教育長：以上1ヵ月の行政報告とさせていただきます。ご意見・ご質疑があれば、お願いします。

吉田委員：小中学校で夏季休業が短くしたことで、1学期の授業時間は遅れた分について、どれくらい取り戻したのでしょうか？

辻川室長：先日各学校から1学期に行った授業の時数の報告がありました。例年、コロナのない平常時では、1学期の終わりでは、年間の約37%ほどの授業を消化しますが、令和2年度の1学期8月7日に終えた時点でどの学校も35%前後でしたので、ほぼ1学期分を取り戻したと、このあと2学期以降は行事を精選したり、余剰時数でも授業ができるような工夫をしておりますので、十分どの学校でも通常の年間の標準時数を取り返せるとの報告を受けております。以上です。

岩原教育長：そのほかありませんか？

なければ後でもよろしいですから、次に進みたいと思います。

岩原教育長：日程4、報告第10号「中学校用教科用図書採択について」につきましては、私の方から、報告させていただきます。

なお、採択する教科書につきましては、9月1日に公表ということですので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会としたいと思いますが、如何でしょうか？

各委員：はい

岩原教育長：また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思います。如何でしょうか？

各委員：はい。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、報告第10号「中学校用教科用図書採択について」を承認します。

岩原教育長：日程5、報告第11号「専決処分事項の報告について」を、議題といたします。
本件につきましては、7月1日付けの、「弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱及び任命について」であります。

なお、本件につきましては、「教育委員会に関連する附属機関の構成員の人事に関する事」でありますので、「弟子屈町教育委員会会議規則第15条」により、秘密会と致します。

また、今現在、傍聴の方はいませんが、審議中に傍聴希望者が来ましても、退席して頂くことにしたいと思います。如何でしょうか？

各委員：はい。

【非公開案件】

岩原教育長：秘密会を、解きます。

それでは、報告第11号「専決処分の報告について／弟子屈町教育支援活動運営委員会委員の委嘱及び任命について」を、承認致します。

岩原教育長：日程6、議案第38号「弟子屈町立学校の廃止について」を、議題といたします。

なお、関連がありますので、日程7、議案第39号「弟子屈町立学校設置条例の一部を改正する条例の原案の決定について」を一括して、議題と致します。
事務局より、説明をお願いします。

山口補佐：ただいま、上程のありました議案第38号及び議案第39号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

奥春別小学校につきましては、令和3年3月31日をもって閉校し、弟子屈小学校へ統合することで、これまで説明を行ってきたところでありますが、学校の廃止につきましては、教育委員会での承認が必要でありますので、議案として提案するものであります。

併せまして、弟子屈町立学校設置条例の改正も必要となりますので、その原案の決定について、議案として提出するものであります。

それでは、初めに議案第38号のページをお開き願います。

議案第38号、弟子屈町立学校の廃止について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項の規定により、下記の学校を廃止することについて承認を求めます。

令和2年8月25日提出、弟子屈町教育委員会教育長 岩原勝行

- 1 廃止する学校は、弟子屈町立奥春別小学校
- 2 廃止日は、令和3年3月31日であります。

参考資料の2ページをお開き願います。参考資料2ページは、今年1月23日に開催されました弟子屈町議会全員協議会の資料を添付しております。

3ページに経過等について整理しておりますが、平成31年2月に、奥春別の将来を考える会が発足し、保護者や地域への意向調査を行ったところ、閉校はやむを得ないとの結果となり、その後様々な課題への協議を行い、12月20日に、奥春別自治会・最栄利別自治会・奥春別小学校PTAそれぞれの代表者が、徳永町長へ閉校に関して要望を行い、町長もこれを受け入れたところがあります。4ページ目の資料は、3名からの教育長あての文書ですが、同じ内容のものが、町長へ提出されております。

議会の全員協議会で議員から、何点か質問や意見がありましたが、閉校について了承をされました。

なお、この間の経過等につきましては、これまでの定例教育委員会で、小林前教育長からの行政報告で説明があった通りであります。

続きまして、議案第39号のページをお開き願います。

議案第39号、弟子屈町立学校設置条例の一部を改正する条例の原案の決定について

以下、省略させていただきます。

初めに、参考資料の5ページをお開き願います。

参考資料の5ページには、弟子屈町立学校設置条例の全文を掲載しておりますが、学校教育法に基づき、弟子屈町立学校の名称と位置を定めた条例で、別表第1に小学校5校を、別表第2に中学校2校を記載しております。

議案書に戻っていただきますが、議案書の2ページに、改正後の別表第1を記載しております。ご覧のように、奥春別小学校を削除するもので、そのように1ページの附則のように、令和3年4月1日からこのようになります。

本日、議案第39号につきましてご承認をいただきましたら、町へ条例改正案の原案を提出し、今後開催される町議会、今のところ12月の予定と伺っておりますが、町から町議会へ上程されることとなります。

以上、簡単ではありますが、議案第38号及び議案第39号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

ありませんか？

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案第38号「弟子屈町立学校の廃止について」、議案第39号「弟子屈町立学校設置条例の一部を改正する条例の原案の決定について」を承認します。

岩原教育長：日程8、議案第40号「弟子屈町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正

する規則の制定について」を、議題といたします。

なお、関連がありますので、日程9、議案第41号「弟子屈町特認校制度実施要綱の制定について」を一括して、議題と致します。

事務局より、説明をお願いします。

山口補佐 : ただいま、上程のありました議案第40号及び議案第41号につきまして、提案理由をご説明させていただきます。

先月の第7回定例教育委員会の際に、美留和小学校へ特認校制度の導入を進めることにつきまして、説明させていただきましたが、今月初めに、先ほどの教育長の行政報告にもありましたように、松田校長とスケジュール等について打ち合わせを行い、8月中に特認校制度に関する要綱の制定を目指すこととなりましたので、今回、関連する通学区域規則の一部改正と、特認校制度実施要綱につきまして、議案として提案するものであります。

それでは、初めに議案第40号のページをお開き願います。

議案第40号、弟子屈町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について

以下、省略させていただきます。

次の1ページ目をお開き願います。

第3条に、通学すべき学校の指定について、記載されておりますが、まず、「学校の就学」を「学校に就学」に改め、「就学すべき者の学校は、保護者の居住地の属する通学区域内の学校とする。ただし、指定校変更許可基準（別表第2）で示す理由があるとき」の次に「又は特認校制度による場合」を加え、「他の通学区域の学校とすることができる」となります。

「指定校変更許可基準」は、参考資料の6ページから現行規則の全文を記載しております。この中で7ページに指定校変更許可基準を記載しております。

新旧対照表の第4条では、第3条に「第1項」を加えております。

また、委任規定として、第7条を新たに加え、特認校制度について、この規則とは別に定める根拠としております。

2ページの別記様式につきましては、参考資料の8ページとの比較となりますが、様式名に第1項を加え、また参考資料の方の様式では就学者の生年月日の欄にある「平成」を新しい様式では削除しております。

なお、参考資料6ページの現行規則の別表の小学校の欄には、奥春別小学校が記載されておりますが、これにつきましては、先ほどの学校設置条例の一部改正が、町議会で議決されてから、改めて規則改正について、提案したいと考えております。

続きまして、議案第41号のページをお開き願います。

議案第41号、弟子屈町特認校制度実施要綱の制定について

以下、省略させていただきます。

次の1ページ目をお開き願います。

第1条では、通学区域規則第3条第1項ただし書きに基づき、この要綱を定めております。

第2条は、それぞれ文言の定義であります。特認校は、単に全域から登校で

きる学校というものではなく、「恵まれた自然や地域の文化、歴史等を活かし特色ある教育活動を行う小規模な小学校」と決めました。

第3条は、特認校を美留和小学校と定めております。

第4条は、対象児童の要件であり、他市町村の例に倣い4点記載しております。

第6条で入学手続きについて、整理しております。

先ほど説明しました通学区域規則にある指定校変更許可申請書に、3ページの特認入学希望者状況調書を、教育委員会へ提出することとします。就学児である場合は、在籍する学校長を通じて申請することとなりますが、このときに、4ページの校長意見書を付して提出していただきます。

特認校の校長は、児童と保護者との面接を行い、その結果を5ページの面接結果報告書で教育委員会へ報告していただきます。

最後に、教育委員会は、特認入学の可否を決定して、6ページの特認入学決定通知書により、保護者へ通知することとなります。

第7条は、募集人員について記載しておりますが、第2項のように、希望数が募集人数を超える場合には、公平を期すため、原則抽選で決定することとしております。

2ページの第8条では、中学校への進学は、居住地の中学校としております。

第9条は、申請内容に事実との相違がある場合などについて、取り消すことができる旨記載しております。

附則として、先ほどの通学区域規則の改正と同様に、令和3年4月1日からの施行とし、入学手続きについては、前もって実施できる記載としております。

3ページから6ページの各様式につきましては、ご覧の通りです。

参考資料につきましては、9ページは、8月5日に岩原教育長や職員と松田校長とで打合せした概要で、スケジュールについて確認しております。本日、要綱の制定について承認頂きましたら、9月からホームページでの紹介や見学会など行い、10月から申請を受け付けていく予定であります。

次の10ページと11ページは、教育委員会から情報発信する予定のもので、他の市町村の例により作成したのですが、まだ原案ですので、文言の修正等があるかと思えます。

2番目に美留和小学校を特認校として紹介し、3番目に入学の条件、4番目に手続き、5番目に募集人員を記載しておりますが、今後美留和小学校とも詰めて、人数を記載して紹介する予定です。

12ページと13ページは、美留和小学校で作成した学校活動を紹介する資料です。自然環境や学校の特色などについて、写真を多用してわかりやすいように作成されております。

以上、簡単ではありますが、議案第40号及び議案第41号の説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局から、説明がありました。何か質疑がありましたら、お願いします。

榎本委員：他校にも文書を配布するのでしょうか？

山口補佐 : はい。先日の校長会議でもそのように説明させて頂いております。

岩原教育長 : 当初は、弟子屈小学校だけ考えておりましたが、全域から募集するのが基本ということです。和琴や川湯から美留和への希望は想定はしていませんが、仮に和琴から美留和へ行くと、和琴小学校がもたなくなりますので、そのあたりは学校側も了解してもらえるかと思えますし、奥春別小学校が閉校して弟小へ統合となる関係で、大規模校ではどうかという声も何人かから聞いておりますので、スタート段階では奥小から弟小へ行けない子の受け皿というのが根底と思っています。ゆくゆく、美留和小学校がいろんな教育を進めていくことで、川湯からも通うということも考えられないことでもないです。

榎本委員 : 最初は、弟子屈小学校だけが対象でしょうか？

岩原教育長 : 全域からの募集とします。

金井委員は、いかがでしょうか？

金井委員 : ありません。

岩原教育長 : ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員 : はい。

岩原教育長 : それでは、議案第40号「弟子屈町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第41号「弟子屈町特認校制度実施要綱の制定について」を承認します。

岩原教育長 : 日程10、議案第42号「令和2年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について」を、議題といたします。

それぞれの所管分について、事務局各課より説明をお願いします。

山口補佐 : ただいま、上程のありました議案第42号について、提案理由をご説明させていただきます。

本件につきましては、9月8日から開催される弟子屈町議会の令和2年第3回定例会に上程すべく、補正予算に、要求したものであります。

それでは、議案書の、議案第42号のページをお開き願います。

議案第42号、令和2年度弟子屈町一般会計（教育費）補正予算について以下、省略させていただきます。

それでは、次のページからの予算要求見積もり書に基づき、私・山口から、管理課所管の補正予算について、ご説明させていただきます。

この2年ほど、議会へ提出される予算書の教育委員関係分を抜粋して、議案として提案しておりましたが、今回、財政担当で、予算書の作成が、まだ出来上がっていないため、各課から財政担当へ提出した予算要求見積書により、ご説明いたします。

1ページの表題「第6号補正歳出予算見積書」のように、管理課所管分は、歳出予算のみとなっております。

左上の予算科目で、10款：教育費、1項：教育総務費、1目：教育委員会費、事業と細事業は、「教育委員会運営」で、右上の欄の右から3番目の補正要求額は、13万2千円です。内訳は、次の2ページで、左側の3節・職員手当等・特別職・寒冷地手当で5万9千円と、4節・共済費・特別職・共済組合で

7万3千円の増額です。共に、小林前教育長から岩原教育長への交代による差額分で、総務課職員係で計算しております。

3ページの左上の予算科目で、10款：教育費、1項：教育総務費、2目：事務局費、事業と細事業は、「教育委員会事務局運営」で、右上の補正要求額は、247万5千円です。4ページの内訳で、2節・給料は一般職で、補正要求額は152万5千円、3節・職員手当等は、ご覧の扶養手当から5ページ上の児童手当までそれぞれ増減がありますが、52万4千円の補正要求額です。5ページ、4節・共済費は12万8千円、18節・負担金、補助及び交付金は、退職手当組合分の29万8千円であり、4月1日の人事異動により職員の人件費について、整理したもので、いずれも総務課職員係で計算しております。

6ページ、左上の予算科目で、10款：教育費、1項：教育総務費、2目・事務局費のうち、事業・細事業「奨学金」で、補正要求額は、3万円です。7ページのように、27節・繰出金で、奨学基金への積み立てとして、摩周の里女性会から寄附された3万円を基金へ積み立てるものであります。

以上、簡単ではありますが、管理課所管の補正予算に係る、説明とさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川井田補佐：それでは、社会教育課関係分の補正予算の原案について、ご説明申し上げます。社会教育課についても歳入予算の補正は無く、歳出予算のみとなります。

議案書の予算要求見積書8ページ及び9ページをご覧ください。

2目：公民館費の細事業：公民館施設管理で、10節：需用費の修繕料170,000円の増額補正となります。

修繕の内容は、公民館の和室・研修室・2階実習室の電気配線修理で、公民館の各室での業務や事業などで電気機器等を使用した場合にブレーカーが落ちるケースがよく発生していることから、電気回路を見直し、ブレーカーが落ちないように配線の修理を行うものです。

次に12節：委託料の施設管理業務▲202,000円の減額補正ですが、これは年度当初に契約した公民館施設管理業務の入札執行残額の不要削減であります。

次に10ページ及び11ページをお開き願います。

4目：資料館管理費の細事業：アイヌ民俗資料館管理ですが、今年度の予算書における字句につきましては、「民族」の「族」は変更前の字句のままとなりますのでご了承願います。

1節：報酬の会計年度任用職員報酬▲298,000円の減額補正、及び関連して、次の3節：職員手当等の会計年度任用職員期末手当299,000円の増額補正であります。予算措置上の端数処理の関係で1,000円の差額が生じておりますが、内容としては同額のものとなります。

これは、アイヌ民族資料館勤務の旧臨時職員にあたる会計年度任用職員3名分の期末手当について、本来「職員手当等」で予算措置すべきところ、「報酬」で措置していたため、報酬予算から手当相当額を減額し、職員手当等に計上するものであります。なお、会計年度任用職員制度においては、これまで手当が支給されなかった旧臨時職員にあたる職員にも手当が支給される制度になって

おります。

次の予算書 12 ページ及び 13 ページをお開きください。

17 節：備品購入費 26,000 円の増額補正ですが、内容は民族資料館の名称変更に伴う入館記念スタンプを新たに作製するものであります。

次の予算書 14 ページ及び 15 ページをお開き願います。

5 項：保健体育費、3 目：プール管理費の細事業：川湯温水プールですが、1 節：報酬の会計年度任用職員報酬▲189,000 円の減額補正、及び関連して、次の 3 節：職員手当等の会計年度任用職員期末手当 190,000 円の増額補正であります。先に説明しましたアイヌ民族資料館予算と同様の事由により、旧臨時職員にあたる会計年度任用職員 1 名分の期末手当を「報酬」から「職員手当等」に科目を移す予算措置となります。

次に 10 節：需用費の修繕料ですが、53,000 円の増額要求であります。内容は浄化槽ブロワーのモーターとベルトが劣化し交換したものであり既に修理を済ませておりますが、既定予算の修繕料を流用したため、今回の補正で修理に掛かった金額を計上するものであります。予算書には（別紙添付）と記載がありますが、当委員会議案の参考資料には添付しておりませんのでご了承願います。次に 14 節：工事請負費の非常用照明器具改修工事ですが、1,375,000 円の増額要求であります。工事の内容につきましては、去る 6 月 27 日にプール事務所の照明などが急に停電となり、調査の結果、非常用照明を含む施設内の電気配線系統の異常が原因とされ、その後は漏電の恐れがあるためブレーカーを開放している状態にしておりますが、非常用照明については建築基準法による設置義務もあり、速やかに施設の安全を確保しなければならないことから、7 月 15 日に一社随意契約による工事請負契約を締結し、既定予算により既に工事を発注しております。

館内の非常灯器具については開館当時からのもので劣化も進んでいるため全て交換し、電気配線についても混線により系統が不明なものが多いことから整理することとしており、工期は 9 月 13 日までとなっております。

今回の補正予算では、既に契約した工事金額について計上しております。

以上、社会教育課に係る補正予算の原案についての説明とさせていただきますので、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岩原教育長：ただ今、事務局各課から、説明がありましたが、何か質疑がありましたら、よろしく申し上げます。

各委員：ありません。

岩原教育長：ないようですので、承認してよろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：それでは、議案 4 2 号「令和 2 年度弟子屈町一般会計補正予算について」を承認します。

岩原教育長：これで、本日本日予定していた議案等は、全て終了しました。他に協議しておきたい事項・連絡などが、ありましたら、申し上げます。

辻川室長：指導室から、全国学力・学習状況調査につきまして、説明をさせていただきます。

す。資料は、各委員さん、教育長へ配付しており、そのほかの職員の方には校長会議で配付のとおりで、今回は配っていません。

ご存じのとおり今年度の調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休業のため、全国的に実施をしませんでした。しかし、7月に通知があり、問題冊子の方は事前に作成されていたようで、各学校に問題用紙を配付し、積極的に活用して子供たちの学力の把握、それから今後の授業改善の部分で使ってほしいと通知がありました。

弟子屈町におきましては、積極的な活用の一つの方法として、例年通り授業時間に時間を取っていつもの調査のようにテスト形式で実施していただけないかという協力をお願いしたところ、全校からご理解を頂きまして、1ページの4番にありますように同じ日にはできませんでしたが、この期間内で実施していただき、各学校で自校採点をしていただき、その結果を教育委員会へ報告していただきました。今回の資料につきましては教科の結果で、児童生徒質問紙につきましては今後集約してまた教育委員会で報告させていただきたいと思えます。

1ページ目につきましては説明を割愛させていただきます。

2ページ目をご覧ください。結果の概要ですが、今年度は国語と算数・数学の2教科のみの実施でした。全国・全道的に実施しませんので、全道や全国の正答率の平均の値は今年度はわからないのですが、1番右端の昨年度の正答率と単純に比較しますと、国語は小学校・中学校ともに上昇していると、算数・数学も改善が見られますが、もう少し課題があるかなと思います。中断の表は現在の中学校3年生が小学校6年生の時の結果であります。当時は国語算数AB問題に分かれていたので単純に比較できないところもありますが、中学3年生については小学校から国語・数学の方も数字だけ比較しますと、基礎基本的な事項については身につけていますが、若干自分の考えを問うような問題については課題が残るという結果でした。

2ページ下段のレーダーチャートにつきましても、国語は広がりがあり結果が良かった、算数・数学についてはちょっと凹みがあるので結果が悪かったということがわかります。特に算数・数学では図形に今年度課題があることがわかりました。もう少し詳しく3ページ以降、各領域・各関連の結果を昨年度と比較できるように作ってみましたが、何分問題数を見ていただくと、観点によってはたったの3問とかが多いので、統計的には単純な比較というのは中々参考にならないので、1問ずつ回答の状況を見ていく必要があるということで、5ページに移ります。

5ページ以降は、例年このような結果でまとめているのですが、正答率が85%以上のものが左側の欄に、50%未満が右側の欄にまとめております。簡単な結論になりますが、今回の結果によりますと、いわゆる短答式、一問一答型の基本的な知識や技能を問う正答率は高いのですが、繰り返しになりますが、自分の考えの理由を書いたり、求められている考えを説明したりする内容の正答率がやはり低いという結果となっていますので、小学校・中学校共に今後ともすべての教科で自分の考えを表現するような授業づくりを通して力をつけて

欲しいなということで、各種会議で説明しているところです。

間に合えば、次回以降の会議の中で質問紙の中の分析も報告させていただきたいと思います。簡単ですが以上です。

岩原教育長：かなり分析したことも次回以降の委員会で説明できればというように思っております。

岩原教育長：休憩します。

岩原教育長：再会します。

来月の「第9回定例教育委員会」の開催日程につきましては、前回の定例教育委員会で、9月29日（火曜日）ということで、ご案内しておりましたが、都合の方は、よろしいでしょうか？

各委員：はい。

岩原教育長：その次の、第10回につきましては、移動教育委員会ということで、前回延期をしておりますが、今のところできるのではと思っておりますので、第10回移動教育委員会ということで、6月に予定していた川湯中学校で開催したいと思っております。今のところ、10月28日を予定しております。都合が悪ければ、29日となりますが、どうでしょうか？吉田さんがちょっと都合が悪いということですが、日にちをずらしましょうか？

吉田委員：27日、28日、29日と不在ですので、その日で開催してください。

岩原教育長：では、10月28日ということでお願いします。川湯中です。また改めて時間等を来月の委員会でお知らせしたいと思います。いつものように、授業参観やPTAとの懇談や、給食を予定しております。よろしくお願いします。それでは、以上をもちまして、本日の会議「令和2年第8回定例教育委員会」を閉会いたします。

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

弟子屈町教育委員会 教育長 岩原 勝行

弟子屈町教育委員会 委員 吉田 一徳